茅ヶ崎市自立支援協議会代表者会議委員による意見

※各事業所の実績報告内容はそれぞれのシートをご確認ください

※各事業所への個別の意見ではなく、委託相談全体に対する御意見を記入してください

こちらに御意見を記載してください	意見を踏まえての今後の対応について
・全相談機関共通の懸念点　課題や問題が当事者より表出されたものに限定されたものになっていないか。相談機関として対応している事由に関しての対応力は十分足りているのか。足りていない場合、どのような改善方法を具体化して検討しており、評価・振り返りなどの期間も明確化されていないので結果（評価）不在で複数年経過しても実感として向上を体感できにくい要因になっていないだろうか。人員増が必要なことは承知しているが、人員増はなかなか容易ではなく急務としては離職者を削減することが現状の優先事項と思われる。このため職員の質を向上させる仕組みを作り、質の向上で課題や問題解決に係る業務の負担感を減らし職場の定着率向上を目指す。具体的には内部研修も重要だが、外部を含んだケア会議の開催でOJT実践を増加させていく。現状では１０～２０年程度の経験ある実務者も限られており、質の担保が出来ていない状況で経験数の浅い職員が第一線で独力に近い状況で従事していることで負担感を増幅させ離職状況にも反映されているのではないか。 ・“すべてのこども”の福祉に係る権利が等しく保障されるというこども基本法の理念に基づき、児童の相談に関しては一次的な窓口をこども家庭センターに集約することで、相談に対する敷居も下がり必要な支援が必要な人に届くのではないでしょうか？ ・結果的に委託相談に余裕が出ることも期待できると考えられます。 ・相談内容において8050問題があげられております。日中系の事業所においてもご家族の高齢化にともない生活への不安が聞こえてきております。相談支援事業所において相談を受けられて入所やグループホームへつなげていきますが利用者さんの状態によっては限定的な場所となっている状況です。市内において行動障害がある方の受け入れが困難な事業所が多いようにみえます。受け入れをする側の課題でもありますが相談支援としても時間が限られているなかで場所探しに翻弄されてしまう状態だと思います。また、利用者さん、その家族が情報が伝わっていないことや正しく得られていない情報難民となっている課題もあり相談支援が介入するころには時間が限られていることや選択の幅が狭くなってしまうことになってしまいます。今日まで取り組まれていたことからさらに注力していく必要があると考えます。 ・現在、相談者の年齢が幅広く、各世帯の課題も複雑化しているため、支援の方法も多様化しています。各事業所を通して、福祉サービスの利用援助事業の相談件数が最も多く、次いで社会生活力を高めるための支援事業の件数が多い傾向にあります。障がい福祉サービスの場合、利用者一人一人の希望や状況に合わせた調整と丁寧なアセスメントが必要になります。また、社会生活力を高めるための支援事業においては、適宜、面談・訪問・同行が必要となる支援もあるため、相談員の人員不足が大きな課題となっています。さらに、相談員一人当たりの相談件数が約800件を超える状態にあり、相談員一人一人の業務負担が増えることで、研修や事例検討会への参加が難しく、多様化・複雑化するケースに対応していくための人材育成に大きな影響を及ぼす悪循環が生じています。業務のICT化や指定特定相談支援事業者へのケース移行等、事業所ごとで対応できる部分は継続して取り組んでいくとともに、相談員の拡充や支援制度の見直し等を早急に行うべきと考えます。 ・各地に所在する各グループホームと地域住民や自治会などとの連携を深める取り組みも強化べきではないか。	・職員の質向上のための取り組みとして、基幹相談支援センターによるグループスーパービジョン、発達障害専門相談員による巡回相談等が実施されており、委託相談支援事業所も参加しております。また、各委託相談支援事業所においては新任者向けのOJT等を実施しております。しかしながら、地域全体の相談支援体制という意味において、新規開設やひとり職場の計画相談支援事業所の新任職員に対するフォローという視点は意識していなかったため、相談支援事業所連絡会などを活用しながらフォローする体制を検討していきたいと思います。合わせて、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、主任相談支援専門員の地域における各役割などを整理したうえで、計画相談支援事業所へ周知をしていきます。 ・現状、障がい児にかかる相談は障がい福祉課の所管する業務であり、委託相談支援事業所が対応する範疇であると考えております。また、こども家庭センターのホームページ上にはこどもの相談窓口の一覧が掲載されており、年齢や相談内容に応じての相談先がわかるようになっておりますが、市として一元的な窓口の設置はなされておりません。現在、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、障がい福祉課による相談支援体制に関する連絡会を定期的に開催しているため、障がい児の相談を含めた相談支援体制の見直しを検討していきます。 ・今は安定して生活ができているものの、将来的にはキーパーソンを失うことで生活が危ぶまれる可能性がある「ハイリスク予備軍」とも言える方々について、地域生活支援拠点等整備進化プロジェクトとも連携して支援を検討するほか、情報難民を防ぐために、当事者やその家族だけでなく関係機関にも相談支援の存在を知ってもらい、相談支援へつないでもらう仕組みを構築できるよう、相談支援部会において作成した委託相談支援事業所を周知するチラシを活用しての周知活動を進めていきます。 ・相談支援事業に業務システムを導入しケース管理をICT化している事業所もあり、事業所ごとに進捗状況は様々ではありますが、業務の効率化には着手しております。また、計画相談支援事業所へのケース移行につきましても意識的に取り組んでおります。相談員の拡充につきましてはどの業界においても人材が不足する中、早期の対応は難しい部分もありますが、相談支援体制に関する連絡会等において相談支援体制全体を見直していく中で、既存の仕組みを活用、改編するなど整理を行い、限られた社会資源の中でも効率的、効果的な取り組みができるよう、進めていきます。 ・委託相談としての取り組みではありませんが、令和9年度より、日中支援型グループホームについては、行政、主任相談支援専門員、基幹相談支援センターにて訪問を行い、検証・評価を実施していく予定となっております。委託相談支援事業所としても、グループホームが実施する地域連携推進会議へ参加していきます。 グループホームと地域住民や自治会との連携を深める取り組みにつきましては、地区社協等のネットワークを活用するなど、活用できる資源につなぐ役割を果たしていきます。